

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 令和3年11月15日

【四半期会計期間】 第72期第2四半期(自 令和3年7月1日 至 令和3年9月30日)

【会社名】 株式会社北弘電社

【英訳名】 KITA KOUDENSHA Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 脇田 智明

【本店の所在の場所】 札幌市中央区北11条西23丁目2番10号

【電話番号】 011-640-2231

【事務連絡者氏名】 管理統括室
経理業務部長 関谷 繁淑

【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区北11条西23丁目2番10号

【電話番号】 011-640-2232

【事務連絡者氏名】 管理統括室
経理業務部長 関谷 繁淑

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第71期 第2四半期累計期間	第72期 第2四半期累計期間	第71期
会計期間		自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日	自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日	自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日
売上高	(千円)	3,949,238	6,863,607	10,042,814
経常損失()	(千円)	402,881	2,205,676	816,513
当期純損失() 又は四半期純損失()	(千円)	272,047	2,321,012	3,270,081
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	9,212	13,972	18,795
資本金	(千円)	840,687	840,687	840,687
発行済株式総数	(株)	650,000	650,000	650,000
純資産額	(千円)	6,083,887	679,733	3,109,903
総資産額	(千円)	9,367,271	8,073,973	10,412,680
1株当たり当期純損失() 又は1株当たり四半期純損失()	(円)	431.30	3,680.32	5,184.59
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-	150.00
自己資本比率	(%)	64.9	8.4	29.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	867,596	1,654,766	341,315
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	12,125	16,186	43,753
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	86,800	891,196	101,894
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	3,037,270	1,684,511	2,464,267

回次		第71期 第2四半期会計期間	第72期 第2四半期会計期間
会計期間		自 令和2年7月1日 至 令和2年9月30日	自 令和3年7月1日 至 令和3年9月30日
1株当たり四半期純損失()	(円)	17.88	1,081.53

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度における主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
4. 令和3年3月期の1株当たり配当額150円には、創業110周年・創立70周年並びに株式上場20周年記念配当30円を含んでおります。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第2四半期累計期間及び当第2四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間における北海道経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により引き続き厳しい状況にありますが、ワクチン接種の普及により令和3年末にかけて経済活動の再開が進み、令和4年は経済活動が本格的に正常化に向かうことが予想されます。しかしながら、設備投資の増加、生産活動や個人消費、住宅建設に持ち直しの動きがみられるものの、公共工事は減少、雇用情勢に弱い動きがみられるなど、依然として不透明感が強く、今後の経済動向を注視していく必要が生じております。

このような環境のもと、当第2四半期累計期間の売上高は6,863,607千円で、太陽光案件の売上計上額の増加などにより、前年同期に比較して2,914,369千円の増収となりました。

しかしながら、売上高は増加したものの、損益につきましては、太陽光案件における土木工事費用等の工事原価総額が増加したため、工事損失引当金繰入額1,040,976千円の計上等により損失額が大幅に増加し経常損失は2,205,676千円(前年同期は402,881千円の経常損失)、四半期純損失は2,321,012千円(前年同期は272,047千円の四半期純損失)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

<屋内配線工事>

太陽光発電設備事業の工事進行基準による完成計上の増加により、当第2四半期累計期間の売上高は4,673,120千円となり、前年同期比2,104,334千円(81.9%)の増収となりました。

<電力関連工事>

地中線工事及び発変電工事の増加により、当第2四半期累計期間の売上高は1,625,236千円となり、前年同期比778,902千円(92.0%)の増収となりました。

<F A住宅環境設備機器>

設備機器物件の増加により、当第2四半期累計期間の売上高は448,660千円となり、前年同期比26,390千円(6.2%)の増収となりました。

<産業設備機器>

設備機器物件の増加により、当第2四半期累計期間の売上高は116,589千円となり、前年同期比4,741千円(4.2%)の増収となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末比2,338,707千円(22.5%)減少の8,073,973千円となりました。

流動資産は、前事業年度末比2,361,624千円(26.3%)減少の6,618,143千円となりました。

これは主に現金預金が779,756千円、受取手形・完成工事未収入金等が755,464千円、未成工事支出金が771,119千円減少したこと等によるものです。

固定資産合計は、前事業年度末比22,917千円(1.6%)増加の1,455,829千円となりました。

(負債)

負債合計は、前事業年度末比91,462千円(1.3%)増加の7,394,239千円となりました。

これは主に工事補償損失引当金が2,130,309千円、未成工事受入金が1,107,272千円減少したものの、短期借入金が1,000,000千円、工事損失引当金が934,342千円、支払手形及び買掛金が551,335千円、未払金が438,332千円、工事未払金が419,433千円増加したこと等によるものです。

(純資産)

純資産合計は、前事業年度末比2,430,169千円(78.1%)減少の679,733千円となりました。

この結果、自己資本比率は8.4%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は、1,684,511千円となり、前年同四半期会計期間末に比べ1,352,758千円の減少となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、1,654,766千円(前年同期は867,596千円の収入)となりました。

これは主に、原材料又は商品の仕入れによる支出、人件費の支出、法人税等の支払額が減少したものの、補償費の支払額、外注費の支出、その他の営業支出が増加した事等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、16,186千円(前年同期は12,125千円の支出)となりました。

これは主に、保険積立金の解約による収入の減少等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、891,196千円(前年同期は86,800千円の支出)となりました。

これは主に、短期借入れによる収入等によるものです。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について、重要な変更はありません。

(5) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

記載すべき事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,280,000
計	2,280,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (令和3年9月30日)	提出日現在発行数(株) (令和3年11月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	650,000	650,000	札幌証券取引所	単元株式数は100株であります。
計	650,000	650,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和3年7月1日～ 令和3年9月30日		650,000		840,687		687,087

(5) 【大株主の状況】

令和3年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3	173	27.53
Black Clover Limited (常任代理人三田証券株式会社)	Sertus Chambers, Suite F24, First Floor, Eden Plaza, Eden Island, PO Box 334, Mahe, Seychelles (東京都中央区日本橋兜町3-11)	37	5.93
北弘電社従業員持株会	札幌市中央区北11条西23丁目2-10 北弘電社ビル内	23	3.66
株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目7	14	2.30
株式会社北海道銀行	札幌市中央区大通西4丁目1	12	1.90
有山 大輔	大阪府河内長野市	9	1.49
輔明治安田生命保険相互会社 (常任代理人株式会社日本カストディ銀行)	市東京都千代田区丸の内2丁目1-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12)	9	1.43
株式会社月寒製作所	札幌市清田区平岡1条5丁目2-1	8	1.30
株式会社菱弘電設	1 札幌市中央区北11条西23丁目2-10 北弘電社ビル内	8	1.27
能美防災株式会社	東京都千代田区九段南4丁目7-3	7	1.14
計		302	47.94

(注) 当社は自己株式19千株(発行済株式数に対する所有株式の割合2.98%)を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和3年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 19,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 627,200	6,272	
単元未満株式	普通株式 3,500		
発行済株式総数	650,000		
総株主の議決権		6,272	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式45株が含まれております。

【自己株式等】

令和3年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 北弘電社	札幌市中央区 北11条西23丁目2 - 10	19,300		19,300	2.97
計		19,300		19,300	2.97

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
代表取締役常務 管理統括室長	代表取締役常務 経営企画本部長	渡 邊 純	令和3年7月1日
取締役 電力統括 兼 経営戦略室副室長	取締役 電力事業本部長	馬 淵 直 樹	令和3年7月1日

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(令和3年7月1日から令和3年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当第2四半期会計期間 (令和3年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	2,464,267	1,684,511
受取手形・完成工事未収入金等	-	3,615,533
受取手形及び売掛金	492,810	-
完成工事未収入金	3,878,186	-
商品	16,666	105,952
未成工事支出金	933,484	162,364
材料貯蔵品	856,170	574,353
その他	340,682	477,928
貸倒引当金	2,500	2,500
流動資産合計	8,979,768	6,618,143
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物(純額)	448,832	449,090
その他(純額)	421,510	411,590
有形固定資産合計	870,342	860,680
無形固定資産		
投資その他の資産	103,945	89,784
投資その他の資産		
投資有価証券	357,111	334,963
その他	133,295	202,183
貸倒引当金	31,783	31,783
投資その他の資産合計	458,623	505,363
固定資産合計	1,432,911	1,455,829
資産合計	10,412,680	8,073,973
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	943,613	1,494,949
工事未払金	606,307	1,025,740
短期借入金	-	1,000,000
未払金	305,570	743,903
未払法人税等	75,914	16,758
未成工事受入金	1,654,814	547,542
賞与引当金	99,872	155,731
工事損失引当金	526,581	1,460,924
工事補償損失引当金	2,292,561	162,252
その他	85,934	90,786
流動負債合計	6,591,171	6,698,588
固定負債		
退職給付引当金	560,111	582,018
役員退職慰労引当金	63,200	43,500
その他	88,295	70,133
固定負債合計	711,606	695,651
負債合計	7,302,777	7,394,239

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当第2四半期会計期間 (令和3年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	840,687	840,687
資本剰余金	687,108	687,108
利益剰余金	1,566,920	845,446
自己株式	30,136	30,136
株主資本合計	3,064,579	652,212
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	45,323	27,521
評価・換算差額等合計	45,323	27,521
純資産合計	3,109,903	679,733
負債純資産合計	10,412,680	8,073,973

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自令和3年4月1日 至令和3年9月30日)
売上高		
完成工事高	3,415,120	6,298,357
商品売上高	534,117	565,250
売上高合計	² 3,949,238	² 6,863,607
売上原価		
完成工事原価	3,131,318	8,132,774
商品売上原価	435,140	453,443
売上原価合計	3,566,458	8,586,217
売上総利益		
完成工事総利益又は完成工事総損失()	283,802	1,834,416
商品売上総利益	98,977	111,806
売上総利益又は売上総損失()	382,779	1,722,609
販売費及び一般管理費	¹ 822,601	¹ 582,107
営業損失()	439,821	2,304,717
営業外収益		
受取利息	885	904
受取配当金	14,260	93,759
保険解約返戻金	19,071	1,177
その他	3,533	4,699
営業外収益合計	37,751	100,541
営業外費用		
支払利息	811	1,499
その他	0	-
営業外費用合計	811	1,499
経常損失()	402,881	2,205,676
特別利益		
工事補償損失引当金戻入額	-	³ 102,687
特別利益合計	-	102,687
特別損失		
固定資産除却損	408	-
過年度決算訂正関連費用	-	⁴ 212,898
特別損失合計	408	212,898
税引前四半期純損失()	403,290	2,315,887
法人税等	131,243	5,124
四半期純損失()	272,047	2,321,012

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	7,694,568	7,771,007
原材料又は商品の仕入れによる支出	2,335,861	2,184,765
人件費の支出	1,007,560	860,390
外注費の支出	2,520,768	3,666,240
その他の営業支出	777,318	913,169
小計	1,053,059	146,441
利息及び配当金の受取額	4,227	4,259
利息の支払額	811	1,499
受取賃貸料	2,259	2,218
保険金の受取額	-	14,470
補償費の支払額	-	1,726,226
過年度決算訂正関連費用の支払額	-	30,181
法人税等の支払額	191,138	64,248
営業活動によるキャッシュ・フロー	867,596	1,654,766
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	28,057	13,775
無形固定資産の取得による支出	3,016	1,848
投資有価証券の取得による支出	600	600
貸付金の回収による収入	100	100
保険積立金の解約による収入	19,071	-
その他の収入	494	140
その他の支出	118	204
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,125	16,186
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	1,000,000
自己株式の取得による支出	119	-
リース債務の返済による支出	11,459	14,308
配当金の支払額	75,221	94,494
財務活動によるキャッシュ・フロー	86,800	891,196
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	768,670	779,756
現金及び現金同等物の期首残高	2,268,599	2,464,267
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,037,270	1,684,511

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第2四半期累計期間
(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

加えて、当社が代理人として関与したと判定される商品売上について、総額で収益認識する方法によっておりましたが、純額で収益認識する方法に変更しております。

また、現在進行中の高山ソーラーヒルズ太陽光発電所建設工事におきまして、天候悪化、軟弱地盤対策、地中障害対策等で土木工事の遅延が発生しており、令和4年5月の竣工予定日に工事が完了しない見込みとなりました。このため、工事請負契約に基づく補償見込額を工事収益総額から減額し、進捗度を見積もっています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第2四半期累計期間の売上高が13百万円、売上原価が340百万円、営業損失及び経常損失が327百万円それぞれ増加し、特別損失が452百万円、税引前四半期純損失が124百万円それぞれ減少しております。また、利益剰余金の期首残高は、3百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」「完成工事未収入金」は、第1四半期会計期間より「受取手形・完成工事未収入金等」に含めて表示することとしております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第2四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	
税金費用の計算	<p>当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合は、法定実効税率を使用する方法によっております。</p>

(追加情報)

当第2四半期累計期間
(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症拡大は、昨年度から引き続き、依然として経済・社会活動に大きな影響を及ぼしております。

当社では、一部現場において資材の納品遅れ等があったものの、工事の中止や大幅な遅延に繋がるような事象はなく、工事及び商品売上に与える影響は極めて僅少であります。このような状況の下、現時点で入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種の普及により減少傾向にあり、それにより令和3年末にかけて経済活動の再開が進み、令和4年は経済活動が本格的に正常化に向かうことが予想されます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、今後の経済環境の変化等により工事の休止や資材の納品遅れ等が発生した場合は、翌事業年度の財政状態・経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、前事業年度有価証券報告書に記載した内容から重要な変更はありません。

(高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事の件)

当社は、当社ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事に関わる案件について、工事原価総額の見積りを見直したところ、損失が発生することが見込まれ、過去の会計処理に誤りがある可能性が判明したため、令和3年8月17日付で特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

令和3年10月15日に、特別調査委員会から調査報告書を受領しており、土木工事費用等の一部の費用が適時に工事原価総額の見積りに反映されていなかったことが判明しました。

このため、高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事については、工事開始時より工事進行基準を適用していましたが、前事業年度の第3四半期会計期間以降、工事原価総額の信頼性をもった見積りができなくなったため、成果の確実性の事後的な喪失により、前事業年度の第3四半期会計期間より工事完成基準に変更しました。

当事業年度は「収益認識に関する会計基準」を当第1四半期会計期間の期首から適用し、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(四半期貸借対照表関係)

手形裏書譲渡高

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当第2四半期会計期間 (令和3年9月30日)
受取手形裏書譲渡高	104,390千円	78,816千円

(四半期損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
従業員給与手当	199,116千円	224,954千円
賞与引当金繰入額	65,533千円	67,681千円
業務委託費	271,200千円	1,200千円

2 売上高の季節的変動

前第2四半期累計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）及び当第2四半期累計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

当社の売上高は、主たる設備工事業において、契約により工事の完成引渡し第4四半期会計期間に集中しているため、第1四半期会計期間から第3四半期会計期間における売上高に比べ、第4四半期会計期間の売上高は著しく多くなるといった季節的変動があります。

3 工事補償損失引当金戻入額

小形風力発電機の取扱い終了に伴い、発電事業者様への補償額等を見積り計上しておりました引当金の一部について、発電事業者様との合意が成立したこと等に伴い、確定額との差額を戻し入れたものであります。

4 過年度決算訂正関連費用

当社は、当社ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事に関わる案件の過去の会計処理の誤りの可能性について、特別調査委員会を設置し、同委員会の調査結果により判明した事実を反映して過年度の決算の訂正を行い、令和3年10月27日に有価証券報告書の訂正報告書を北海道財務局長に提出いたしました。

その結果、当該訂正に伴い令和3年9月末までに発生した訂正監査報酬、特別調査委員会による調査費用、訂正開示書類作成支援費用等212,898千円を特別損失に過年度決算訂正関連費用として計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
現金預金勘定	3,037,270千円	1,684,511千円
現金及び現金同等物	3,037,270千円	1,684,511千円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和2年6月25日 定時株主総会	普通株式	75,692	120	令和2年3月31日	令和2年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和3年6月24日 定時株主総会	普通株式	94,598	150	令和3年3月31日	令和3年6月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当第2四半期会計期間 (令和3年9月30日)
関連会社に対する投資の金額	8,000千円	8,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	119,932千円	45,305千円

	前第2四半期累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額	9,212千円	13,972千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額	合計
	屋内配線 工事	電力関連 工事	F A住宅環 境設備機器	産業設備 機器	計		
売上高							
外部顧客への売上高	2,568,786	846,334	422,269	111,847	3,949,238	-	3,949,238
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	621,977	109,450	731,428	731,428	-
計	2,568,786	846,334	1,044,247	221,298	4,680,666	731,428	3,949,238
セグメント利益	192,231	91,571	84,310	14,667	382,779	-	382,779

(注) セグメント利益は、四半期損益計算書の売上総利益と一致しております。

当第2四半期累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額	合計
	屋内配線 工事	電力関連 工事	F A住宅環 境設備機器	産業設備 機器	計		
売上高							
外部顧客への売上高	4,673,120	1,625,236	448,660	116,589	6,863,607	-	6,863,607
セグメント間の内部売上高 又は振替高	584	-	53,894	66,265	120,744	120,744	-
計	4,673,704	1,625,236	502,555	182,855	6,984,352	120,744	6,863,607
セグメント利益 又はセグメント損失()	2,045,513	211,097	97,344	14,461	1,722,609	-	1,722,609

(注) セグメント利益又はセグメント損失()の合計額は、四半期損益計算書の売上総損失と一致しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第2四半期累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				
	屋内配線工事	電力関連工事	F A住宅環境設備 機器	産業設備機器	計
官民別					
官公庁	567,718	1,914	-	-	569,632
民間	4,105,401	1,623,322	448,660	116,589	6,293,974
計	4,673,120	1,625,236	448,660	116,589	6,863,607
収益認識の時期					
一時点で移転される財	378,790	175,036	438,810	116,589	1,109,227
一定期間にわたり移転 されるサービス	4,294,330	1,450,200	9,849	-	5,754,379
計	4,673,120	1,625,236	448,660	116,589	6,863,607

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
1株当たり四半期純損失	431円30銭	3,680円32銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失(千円)	272,047	2,321,012
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(千円)	272,047	2,321,012
普通株式の期中平均株式数(株)	630,763	630,655

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(過年度決算訂正関連費用)

注記事項「過年度決算訂正関連費用」に記載しましたとおり、過年度決算訂正関連費用が発生しており、当第2四半期決算日までの役務提供に係る部分を特別損失に計上しております。同日以降の役務提供に係る部分は現在集計中ではありますが、当第2四半期累計期間に費用計上している部分も含め、第2四半期報告書提出時点での集計総額は316,298千円であります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和3年11月15日

株式会社北弘電社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 黒 英 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 本 岳 志

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社北弘電社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第72期事業年度の第2四半期会計期間（令和3年7月1日から令和3年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の四半期財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北弘電社の令和3年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

追加情報の高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事の件に記載のとおり、会社は当該工事の開始時より、工事進行基準を適用していたが、前事業年度の第3四半期会計期間以降、工事原価総額の信頼性をもった見積りができなくなったため、成果の確実性の事後的な喪失により、工事完成基準に変更している。

工事原価総額等が工事収益総額を超過する可能性が高い等の場合には工事損失引当金を計上する必要があるが、当監査法人は前事業年度末において、工事原価総額の見積りの裏付けとして必要な記録や文書を入手することができず、工事原価総額の見積りについて十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。当該工事に関する工事損失引当金の評価に関連する金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。したがって前事業年度の財務諸表について限定付適正意見を表明している。

このため、当事業年度の第2四半期累計期間において、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しているが、当期首時点における工事原価総額の見積りの裏付けとなる必要な証拠を入手することができなかった。このため、当事業年度の第2四半期累計期間における完成工事高6,298,357千円及び工事損失引当金繰入額1,040,976千円等に関連する金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

これらの影響は当四半期累計期間に計上された完成工事高及び工事損失引当金繰入額等に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、四半期財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。また当該事項は、当四半期累計期間の四半期財務諸表の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるが、その影響は工事損失引当金等に限定される。したがって、四半期財務諸表に及ぼす可能性のあるこれらの影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表

を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。